

## 議案第11号

富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
富士見市国民健康保険税条例（昭和32年条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月17日提出

富士見市長 星野光弘

### 提案理由

保険税率及び課税限度額の改定等をするため、富士見市国民健康保険税条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

## 富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

富士見市国民健康保険税条例（昭和32年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第3条第1項中「100分の7.49」を「100分の8.23」に改める。

第4条中「34,300円」を「42,200円」に改める。

第5条中「100分の2.42」を「100分の2.64」に改める。

第6条中「11,500円」を「14,000円」に改める。

第7条中「100分の1.94」を「100分の2.18」に改める。

第7条の2中「14,900円」を「16,300円」に改める。

第19条第1項各号列記以外の部分中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第1号ア中「24,010円」を「29,540円」に改め、同号イ中「8,050円」を「9,800円」に改め、同号ウ中「10,430円」を「11,410円」に改め、同項第2号ア中「17,150円」を「21,100円」に改め、同号イ中「5,750円」を「7,000円」に改め、同号ウ中「7,450円」を「8,150円」に改め、同項第3号ア中「6,860円」を「8,440円」に改め、同号イ中「2,300円」を「2,800円」に改め、同号ウ中「2,980円」を「3,260円」に改め、同条第2項第1号ア中「5,145円」を「6,330円」に改め、同号イ中「8,575円」を「10,550円」に改め、同号ウ中「13,720円」を「16,880円」に改め、同号エ中「17,150円」を「21,100円」に改め、同項第2号ア中「1,725円」を「2,100円」に改め、同号イ中「2,875円」を「3,500円」に改め、同号ウ中「4,600円」を「5,600円」に改め、同号エ中「5,750円」を「7,000円」に改める。

附則第14項の見出し中「令和7年度分」を「令和8年度分」に改め、同項中「令和7年度分」を「令和8年度分」に、「令和7年度中」を「令和8年度中」に、「18歳」を「22歳」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

### (適用区分)

- 2 この条例による改正後の富士見市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。